

第3期岡山県医療費適正化計画 進捗状況の調査・分析様式

1. 目標に関する評価

(1) 県民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2015年度 (H27) (計画の足下値)	実績		第3期計画期間					
	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5) (目標値)
44.8%	46.1%	48.1%	49.8%	51.2%	50.3%	53.3%		
目標達成に必要な数値	—	—	—	—	—	—	—	70%以上

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2015年度 (H27) (計画の足下値)	実績		第3期計画期間					
	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5) (目標値)
18.5%	20.3%	21.2%	27.5%	29.3%	31.0%	31.7%		
目標達成に必要な数値	—	—	—	—	—	—	—	45%以上

③ 特定保健指導対象者（メタボリックシンドロームの該当者及び予備群）の減少率に関する数値目標

2015年度 (H27) (計画の足下値)	実績		第3期計画期間					
	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5) (目標値)
17.4%	16.7%	15.4%	13.6%	13.9%	12.5%	14.8%		
目標達成に必要な数値	-	-	-	-	-	-	-	25.0%以上の減少

第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と連携し、効果的な普及啓発の実施 ○保険者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業等について、取り組みやデータを把握し、円滑な実施を支援 ・ハイリスク者への積極的支援方法の検討 ・がん検診と特定健診の同時実施が可能な医療機関リストの作成 ・KDBシステム活用による医療費分析、評価 ・保健所による市町村への後方支援を強化し、地域の健康課題から特定健診、保健指導の受診率向上について具体的な取組を支援 ○人材育成研修 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診の効果的な受診勧奨方法に関する研修会の開催 ・保険者協議会等と連携し、人材育成研修の実施 ・KDBシステム医療費分析に基づく研修会の実施 ○関係機関等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・現状や課題を共有し、保健事業を共同で実施できるよう地域・職域保健連携推進協議会を各保健所で開催 ・R3年度より、特定健康診査情報提供事業を開始し、県医師会を通じて、医療機関、医師等に協力を呼び掛けた。
--------	---

<p>第4期に 向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県の特定健診の受診率は、第1次計画時点から低い傾向にある。県民満足度調査において、健診等を受けなかった理由として最も多い回答は、「定期的に通院しているから」、「心配な時はいつでも医療機関を受診できるから」であり、他の疾病で医療機関に通院中であることや、健診の意義や必要性が正しく理解されていないことが、受診率の低さの要因であると考えられる。県民が健診の意義を実感し、積極的な健診受診に結びつくよう、そして健康指導を必要とする人が確実に特定健康指導を受け、必要な生活習慣の改善や医療機関の受診等を行うよう各医療保険者の更なる取り組みが必要である。 ・特定健康診査受診者のうち、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍該当者（特定保健指導対象者）の減少率（2008年度と比較）は悪化傾向にあり、より一層メタボの概念とその予防、悪化防止の普及啓発を行い、該当者の早期発見、生活習慣の改善に向けた取り組みを実施する必要がある。
<p>第4期に 向けた改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受診率向上を図るため、引き続き、関係団体と連携した効果的な普及啓発、医療費分析や保健所による後方支援等の保険者への支援、より効果的な健診の受診勧奨や特定健診・特定保健指導を目的とした人材育成研修、関係機関等と連携した取組みの推進を図ると共に、特定健診情報提供事業を継続実施し、医師会と連携した医師及び医療機関に対する健診の意義や事業の普及啓発を推進する。

※資料：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」

特定保健指導対象者の減少率（H28,H29）は、厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」を基に、厚生労働省提供ツールにより算出（推計値）

【保健医療部健康推進課】

④ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標（糖尿病の重症化予防の推進）

目 標	糖尿病性腎症による年間新規透析導入数の減少						
2015 年度 (H27) (計画の足下値)	実績	第 3 期計画期間					
	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30)	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)
224 人	252 人	242 人	238 人	230 人	268 人		
第 3 期の取組	<p>○適切な医療の提供</p> <p>○重症化・合併症の予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発症予防に向けた普及啓発や早期発見に向けた特定健診の受診勧奨に取り組むとともに、「岡山県糖尿病医療連携体制検討会議」を平成 20 年度に設置し、患者が疾病の進行等に応じた質の高い医療を身近な環境で受けられるよう、全県的な医療連携体制の構築を推進している。 ・平成 24 年度から、医療連携体制のさらなる推進や医療従事者の技能の向上などを目的に、岡山大学病院に「岡山県糖尿病医療連携推進事業」を委託し、医療従事者向けの研修会の開催や、医科歯科連携の仕組みづくりなどの取組を展開した。平成 26 年度には、「おかやま糖尿病サポーター」制度を発足し、糖尿病に精通したメディカルスタッフを養成している。 ・平成 30 年 3 月、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム（重症化するリスクの高い医療機関未受診者・治療中断者に対して、保険者から受診勧奨、保健指導を行うことにより適切に治療に結びつけ、腎不全、人工透析への移行を防止するもの）」を策定し、県民の健康増進と医療費の適正化を促した。 ・令和元年度には糖尿病性腎症重症化予防プログラム研修会を開催し、プログラムの効果的な実施と結果を円滑に評価するための方法を岡山県糖尿病医療連携推進事業の関係者と検討し、市町村の課題抽出を行った。 ・令和 2 年度には、上記糖尿病性腎症重症化予防プログラムのアウトカム評価実施のため、各市町村や日本糖尿病学会市町村担当医に説明会を実施。アウトカム評価方法については、「岡山県糖尿病性腎症重症化予防プログラム アウトカム評価のためのマニュアル」として市町村に配布した。 ・令和 3 年度より、糖尿病性腎症重症化予防プログラムアウトカム評価事業を実施開始。 						

<p>第4期に 向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症は新規透析導入の原因疾患の第1位である。 ・糖尿病が強く疑われる人のうち、現在治療をしている人の割合は、70.8%(2021年県民健康調査)であり、治療につながっていない人もいる。 ・岡山県医師会透析医部会調査では、糖尿病性腎症の透析導入患者数は2020年で281人、2021年では274人と減少しているが、日本透析医学会調査では2021年度に糖尿病性腎症による年間新規透析導入数が増加している。単年での評価は困難であり、動向を注視していく必要がある。
<p>第4期に 向けた改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・診療を行うかかりつけ医と専門治療医療機関がお互いの機能を活かした連携診療を行うため、県医師会、県歯科医師会、岡山大学病院等と協力し、医療連携を進める。 ・令和3年度開始の岡山県糖尿病性腎症重症化予防プログラムアウトカム評価事業を継続実施し、経年での情報収集、分析を行い、より効果的な取組みの検討を進める。

※資料：患者調査票による集計

【保健医療部健康推進課】

⑤ たばこ対策に関する目標

成人の喫煙率						
2016年度 (H28) (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
16.7%	14.2%	15.5%	14.0%	16.4%	12.8%	
目 標	-	-	-	-	12.0%	-

禁煙・完全分煙実施施設認定数							
2016年度 (H28) (計画の足下値)	実績	第3期計画期間					
	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
2,606件	2,719件	2,739件	- (制度変更)	-	-	-	-
目 標	-	-	-	-	-	3,000件	-

<p>第3期の取組</p>	<p>○禁煙を希望する者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話禁煙相談窓口（たばこクイットライン）を実施した。 ・従業員等に禁煙治療費助成を導入する企業等に対し、その費用の一部を支援する制度を創設し、成人の喫煙率の低下を推進した。 <p>○たばこの害の普及啓発、若者・妊産婦へのたばこ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界禁煙デー及び禁煙週間に、啓発ポスターの配布・掲示、ラジオ放送等により普及啓発活動を行った。また、岡山県禁煙問題協議会や愛育委員など関係団体と連携し、たばこの害の街頭啓発活動等を実施した。 ・子どもたちによる「たばこと健康」についての研究発表を行うフリーキッズ事業を実施した。 ・たばこの害の普及啓発のため、啓発パンフレットを学校等へ配布するとともに、企業や学校等へ講師を派遣した。 ・喫煙可能年齢となる大学生を対象にたばこや受動喫煙の害を伝える講義を行った。 ・改正健康増進法と岡山県受動喫煙防止条例の内容や、たばこの害、企業における受動喫煙対策・禁煙推進方法についてのオンラインセミナーを実施した。 <p>○受動喫煙防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正健康増進法の特例措置により、店内全部を喫煙可能室とすることが認められている既存の小規模飲食店のうち、従業員を雇用する店に対し、店内全部を喫煙可能室としない努力義務を定めた岡山県受動喫煙防止条例を制定した。 ・改正健康増進法より一層進んだ受動喫煙を防止する環境づくりを推進するため、平成31年4月に禁煙・完全分煙実施施設認定制度から敷地内全面禁煙実施施設認定制度に改めた。 ・改正健康増進法の特例措置により、屋内の全部を喫煙可能室とすることができる既存の小規模飲食店が、禁煙エリアを整備する際の改装費用を補助し、受動喫煙防止の取組を支援した。 ・屋内を全面禁煙とする施設に禁煙宣言ステッカーを交付し、施設を利用する者にとって分かりやすい表示を推進した。
<p>第4期に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙率は上昇と減少を繰り返していることから、着実に低下しているとは言い難い状況である。また、望まない受動喫煙の防止を図るため、引き続き改正健康増進法、岡山県受動喫煙防止条例の周知徹底や、たばこの害について普及啓発等に取り組む必要がある。

<p>第4期に向けた 改善点</p>	<p>・望まない受動喫煙を防止するため、引き続き各種媒体を活用し、改正健康増進法と岡山県受動喫煙防止条例の周知を行うほか、企業における受動喫煙対策の方策についてセミナーを実施するとともに、啓発動画を作成し、県民・事業者の受動喫煙対策の推進につながるよう普及啓発を実施する。</p>
------------------------	--

※資料： 岡山県「県民満足度調査」・・・成人の喫煙率（実績）。なお、R1 から集計方法に変更あり

【保健医療部健康推進課】

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2016 年度 (H28) (計画の足下値)	実績	第3期計画期間					
	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30)	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5) (目標値)
70.9% (H29年3月)	72.2%	77.8%	80.6%	82.5%	83.3%		
目標達成に必要な数値	—	—	—	80.0%	—	—	—
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発 ○保険者等への支援 ○後発医薬品の品質確保対策 ○後発医薬品の採用品目リストの公表 ○医療関係者並びに学識経験者・消費者等を構成員とする「後発医薬品の安心使用のための協議会」を設置し、実施した。協議会での意見を踏まえた上で、次のような取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ①市町村（国保）が行っている後発医薬品に関する事業の水平展開 ②若年層（0～19歳）に対する後発医薬品に関するアンケート調査 ③デジタル絵本の作成、印刷製本及び配布 <ul style="list-style-type: none"> 若年層のうち低年齢を対象としてデジタル絵本を作成し、県のホームページで公開するとともに、それを印刷製本したものを県内の図書館、保健所及び薬局に配布した。（900部） ④情報提供・普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> 県民向けに後発医薬品の普及啓発パネル展を行うとともに、デジタル絵本の周知を目的として啓発資材（シール、メモ帳及びクリアファイル）を作成し、各種イベント等で配布した。 						

第4期に向けた課題	県における後発医薬品の使用割合は全国平均（82.0%）を超えているものの、継続的な取り組みが必要であり、使用割合が低い若年層（0～19歳）を中心とした普及啓発等を引き続き行う必要がある。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者協議会と連携し、後発医薬品の使用促進を継続的に図る。 ・ 国が実施する後発医薬品の品質検査に協力するとともに、県においても品質確保のための監視、検査等を行う。 ・ 協議会を実施し、関係者間の情報共有を図る。 ・ 各種イベントや啓発パネル展などで県民に対して普及啓発を行う。

※資料：厚生労働省「調剤医療費の動向調査」（院内調剤分は含まれない。）・・・後発医薬品の使用割合（実績）の値は、年平均

【保健医療部医薬安全課】

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標（重複投薬の是正）

③ 医薬品の適正使用の推進に関する目標（複数種類の医薬品の投与の適正化）

複数の医療機関から同一成分の薬剤を投与された患者を削減						
2013年度 (H25) (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
24,040人 (H25.10)	23,642人	23,154人	15,870人	16,882人		
65歳以上で11剤以上を投与されている患者数（注1）						
2013年度 (H25) (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
74,545人 (H25.10) (注2)	56,019人	55,371人	51,210人	51,568人		

（注1）目標は「5種類以内の処方推奨」としているが、一律に処方を減らすことが適切でない場合もあることから、医療費適正化の効果の算定は「65歳以上、11剤以上の削減」による。

（注2）65歳以上で10剤以上を投与されている患者数（当時のデータ区分による）

第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国保における重複・頻回受診者、重複投薬者対策等の取組状況を把握するため、県内市町村を対象にアンケート調査を実施した。(健康推進課が実施) ・国保および後期高齢者医療に関して、県の指導監督及び医療給付専門指導員による実地指導等の際にレセプト点検やシステムを活用した重複・多剤投与者の抽出等についての助言等を行うとともに、保険者が行う点検等の取組に対して、県調整交付金による助成を行った。 ・医師、薬剤師が連携して残薬整理に取り組む「ブラウンバッグ運動」を一部地域で実施したほか、地域住民等を対象とした多剤・重複投与対策に向けた住民講座を実施するなど、県民に対して医薬品の適正使用に対する意識を高めることができた。
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者等が行うレセプト点検については、点検員のスキルによって点検効果に差が出ることから、点検水準のさらなる底上げを図る必要がある。 ・医薬品の適正使用にあたっては、更なる県民の意識改善が必要であることから、より効果的な啓発方法を検討していく必要がある。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者等に対し、レセプト点検の一層の充実や医療関係団体との連携体制の構築などを働きかけることにより、さらなる医療費適正化の取組推進を図る。 ・医薬品の適正使用について、関係機関や多職種間の連携を進めるとともに、県民へのより効果的な啓発を検討する。

※資料：厚生労働省「医療費適正化計画データセット」

【保健医療部医療推進課、子ども・福祉部長寿社会課】

④ その他の医療の効率的な提供の推進に係る目標

項目	地域医療構想に基づく病院の機能分化（在宅医療等の推進）
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議において、地域の医療機関が担うべき役割や必要な病床数等について協議し、将来の医療ニーズを見据えた医療機能の分化・連携の推進を図った。 ・診療科目や診療時間、提供サービスなど医療を受ける方が医療機関を適切に選択するために必要な情報について、医療機関から定期的な報告等を受け、「おかやま医療情報ネット」を通じて公表した。 ・在宅医療の推進について、医療・介護関係者を対象とし、患者の意思を尊重した医療等を実践できる人材育成を目的とした研修会や医療側と介護側の相互理解・連携を図ることを目的に研修会を実施した。 ・医療機関同士の連携を図るために、脳卒中、心筋梗塞をはじめとする地域連携クリティカルパスを作成し、県内の急性期病院や回復期病院にクリティカルパスの利用状況について調査した。 ・在宅医療推進協議会を開催し、在宅医療の推進における課題の抽出や対応策について、医療・介護・福祉・障害・大学・行政等の関係者で検討を行った。
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年度及び令和3年度において地域医療調整会議の開催が制限されたことなどから、医療機能の分化・連携に係る議論や不足する病床機能（回復期）への転換が十分に進んでいない。 ・地域連携クリティカルパスについて、調査結果から医療機関同士の連携のために活用されているものの、一部の医療機関では連携のための環境整備を行っていないケースや、クリティカルパスを対象患者に交付するものの受診時に患者が持参していないことがある場合があることから、医療機関同士の共有だけでなく、医療機関と患者が平常時の様子を共有できるようにすることが必要である。
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想の実現に向けては、地域医療構想調整会議を中核として、公立、公的、民間を含めた幅広い医療機関の関係者間で地域医療の現状・課題の共有、機能分化・連携に向けた議論の活性化を図り、各医療機関の主体的な取組につなげていく必要がある。このため、各医療機関に地域医療構想に係る対応方針の策定を求め、地域医療構想調整会議で共有するとともに、レセプトデータや将来人口予測等から客観的に医療ニーズ等进行分析、見える化し、わかりやすく関係者に提供する体制を整備する。 ・医療機関同士の連携方法について、継続して検討を行うことが必要である。 ・クリティカルパスについて活用があまりされていない現状があることから、クリティカルパスについて活用をしやすい必要がある。

【保健医療部医療推進課】